

令和6年度第11回三春町農業委員会議事録

- 1 令和7年2月17日（月）午後3時15分より三春町役場2階大会議室において令和6年度第11回三春町農業委員会を開催した。
- 2 出席委員 10名
2番 山口陽一 3番 渡邊重吉 4番 大内将
6番 影山忠夫 7番 内藤保次 9番 小林孝
10番 新田俊男 11番 大津早苗 12番 本田儀勇
13番 橋本正亀
- 3 欠席委員 3名
1番 増子弘子 5番 加藤不二夫 8番 門馬稔治
- 5 事務局からの出席者 3名
事務局長：遠藤 晃
事務局次長：近内信二
事務局主事：志賀瑞樹
- 6 審議案件
議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第32号 三春町農用地利用集積計画について
議案第33号 三春農業振興地域整備計画について
議案第34号 令和7年度 三春町農作業労働賃金標準額の設定について
議案第35号 令和7年度 三春町における農地賃借料情報の提供について
議案第36号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについて
- 7 事務局より、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。
- 8 議長指名により議事録署名人を選任した。
9番 小林 孝 委員 10番 新田俊男 委員

9 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。
会長の議長でよろしくお願いいたします。

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長： 「議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

はじめにNo. 1について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請で、農地を駐車場に転用しようとするものです。
場所は斎藤地内株式会社レンテムの北側です。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした10番新田委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 10番 新田俊男 委員、現地調査報告

委員： 2月10日午前11時から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地については、北側、東側、西側を山林、南側を公衆用道路に囲まれています。

周囲に農地は無く、他農地へ及ぼす影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われま

す。
以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

4番委員： 現在もうすでに駐車場として使われているのでしょうか。

10番委員： 現在は畑の状態です。昨年、一昨年までは作付けされていたような様子でした。

議長： ほかに質問、意見等ありませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議長： 続いて、No. 2について事務局の説明を求めます。

- 事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請で、農地を太陽光発電設備に転用しようとするものです。
場所は下舞木地内第一集会所から西側へ300mのところ
です。
- 事務局： (議案説明)
- 議長： 現地調査をした6番影山委員から現地調査の結果を報告してください。
- 委員： 6番 影山忠夫 委員、現地調査報告
- 委員： 2月10日午前10時から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地については、北側を宅地とNo.3の申請地に、東側を公衆用道路に、西側を農地に、南側を山林に囲まれています。
しかし西側の農地とは2m程度の高低差があり、他周辺農地へ及ぼす影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われま
す。
また、No.2、3、4については周辺住民へ説明会等すでに行われており地区としては了承済みであります。
以上、現地調査の報告といたします。
- 議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 2番委員： 太陽光発電設備を設置した際の地目は何になりますか。
- 議長： 雑種地となります。また課税上は宅地並み課税となります。
- 議長： ほかに質問、意見等ありませんか。
- 10番委員： 6番委員はこの申請地近くには場を持っていますが、営農に支障はありませんか。
- 6番委員： 住民説明会でパネルによる周辺農地への損害の調査結果が報告されましたが、それによると影響はないものと思われま
す。
- 議長： ほかに質問、意見等ありませんか。
- 一同： 質問、意見等なし
- 議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可相当とすることにご異議ありませんか。
- 全員： 異議なし。
- 議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可相当とすることに決定いたします。

議 長： 続いて、No 3 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請で、農地を太陽光発電設備に転用しようとするものです。場所はNo. 2 の北側です。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした 6 番影山委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 6 番 影 山 忠 夫 委員、現地調査報告

委 員： 2 月 1 0 日午前 1 0 時 1 0 分から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地については、北側を山林に、東側を公衆用道路に、西側を宅地に、南側をNo. 2 の申請地に囲まれています。
周囲に隣接する農地はなく、他周辺農地へ及ぼす影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われまます。
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可相当とすることにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可相当とすることに決定いたします。

議 長： 続いて、No 4 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請で、農地を太陽光発電設備に転用しようとするものです。下舞木地内第一集会所から北西へ 2 0 0 m のところです。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした 6 番影山委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 6 番 影 山 忠 夫 委員、現地調査報告

委 員： 2 月 1 0 日午前 1 0 時 2 0 分から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地については、北側、東側を原野に、南側、西側を農地に囲まれています。
南側の農地は現在耕作されておらず、西側の農地とも 1 ～ 2 m 程度の高低差があり、周辺農地へ及ぼす影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われまます。
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可相当とすることにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可相当とすることに決定いたします。

議案第32号 三春町農用地利用集積計画について

議 長： 「議案第32号 三春町農用地利用集積計画について」を議題とします。

それでは事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、町長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき諮問があったので、審議するものです。

事務局： (議案朗読)

議 長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。

4番委員： 借受者の合同会社は新規就農者が経営しているものですか。

事務局： そのとおりです。新規就農者2名の会社となっております。

議 長： ほかに質問、意見等ありませんか。

10番委員： 新規就農者はいくつですか。

事務局： 代表者は30代です。もう1人も40代です。

議 長： ほかに質問、意見等ありませんか。

一 同： 質問、意見等なし。

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、異議なしとすることに異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。

議案第33号 三春農業振興地域整備計画について

議長： 「議案第33号 三春農業振興地域整備計画について」を議題とします。

それでは事務局の説明を求めます。

事務局： 議案第5号は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条第1項の規定により、三春町長より本計画の変更に対し意見を求められたものです。

変更に係る除外申し出は農地転用を前提としている案件となっております。

事務局： (議案朗読)

なお、申請地は、農用地以外の用途への適正性、農用地の集団化への影響の有無、農用地の利用集積への支障の有無などについて、除外すべき判断基準はすべて満たしています。

議長： 現地調査をした5番加藤委員が欠席のため事務局より現地調査の結果を報告してください。

事務局： 現地調査報告

事務局： 2月13日午後1時30分から、加藤委員と現地調査を行い、申請書を確認しました。

この申請については事務局が説明したとおりの目的、必要性があり、他農地では代替不可能な点から、やむを得ないものであると思われまます。また、申請地については周囲の農地に対する悪影響や、農用地の利用の集積に支障を及ぼすことがないところでありました。

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局の説明、現地調査結果について質問はございませんか。

一同： 質問、意見等無し

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この変更計画について、意見なしとすることに異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。

議案第34号 令和7年度 三春町農作業労働賃金標準額の設定について

議長： 「議案第36号 令和7年度 三春町農作業労働賃金標準額の設定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

6番委員： 田んぼも貸し借りが行われていると思います。

事務局： 相対で行われているものについては、農業委員会では把握できないため、田んぼは載せていません。

議長： ほかに質問、意見等ありませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、原案のとおり提供することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、原案のとおり提供することにいたします。

議案第36号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについて

議長： 「議案第36号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについて」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局

この案件は、農地法第2条第1項の規定に該当するか否かを審議・判断するものであります。

7月から8月にかけて、各委員の皆さんにお世話になった農地パトロールの結果通知に関するものです。

今回の事前通知の対象は、B判定の中で、農振農用地や経営移譲している農地を除いた農地になります。合計で426筆を予定しています。2月下旬に、非農地通知を発送する予定です。

議長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。

4番委員： 非農地通知書を発送しても、手続きしない人が多くいますが、その場合地目は変わらないのでしょうか。

事務局： 農業委員会から、町税務課や法務局へも発送した地番の一覧は送付するため、農地台帳や課税台帳については非農地として更新されることとなっております。

議長： ほかに質問、意見等ありませんか。

一同： 質問、意見等なし。

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この案件について、原案のとおり非農地とすることにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、原案のとおり非農地とすることに決定いたします。

議 長： 本日の審議案件は以上でありますので、第11回三春町農業委員会の議事を終了いたします。

10 令和6年度第11回三春町農業委員会を午後4時15分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議 長 橋本 正亀

9番委員 小林 孝

10番委員 新田 俊男